

令和8年12月25日 施行

「こども性暴力防止法」 園の準備、できていますか？

幼稚園・保育園・認定こども園の
園長・理事長・総務ご担当者様へ

法改正への対応遅れは、園の社会的
信用失墜に直結します。今すぐ確実な
対策を！

こどもたちの
安全を守るために
今、できることを
始めましょう

こんなお悩みありませんか？

- ✓ 新法の内容はだいたい知っているが、具体的に何をどうすればいいのかわからない
- ✓ 就業規則や採用フローを変えなければいけないようだが、どう変えるか悩んでいる
- ✓ 万が一、該当や疑いがある事案が発生した際の配置転換などの社内ルールがない

すぐに
対応が必要
です！

施行までに、園が整えるべき5つのこと

新法、施行までに、以下の対応が義務付けられています。（こども家庭庁ホームページから抜粋）

1  就業規則・ルール整備 不適切な行為の範囲、 懲戒事由など	2  採用フローの見直し 対象業務従事者の確認、 採用前の性犯罪前科の 事前確認など	3  園内の相談・対応体制 疑いが生じた場合の 報告・対応ルール、 相談窓口の整備	4  職員研修 従事者への周知・研修の 計画と実施	5  情報管理体制 情報管理規程の作成・ 体制整備
--	--	---	--	--

これらへの対応が、新法施行日の**12月25日**までに完了するようサポートいたします。



当事務所が伴走する「施行に向けた5か月対策プラン」

施行前の集中対策から、施行後のスムーズな運用定着まで、無理なく継続いただける段階的な料金設定をご用意しました。

施行前

(準備期間)

令和8年12月まで（5か月間）の場合

月額 **33,000円（税込）** ~

（9月開始） 令和8年 **9月~12月**（4か月間）の場合 月額 **44,000円（税込）**

（10月開始） 令和8年 **10月~12月**（3か月間）の場合 月額 **66,000円（税込）**

施行後

(運用・定着期間)

令和9年1月 ~

月額 **22,000円（税込）** ~

施行後の制度運用に関する疑問や、規程の見直しなど
かかりつけ医のようにサポートします。

※こちらは、当事務所の通常の「相談対応の顧問契約」となります。
こども性暴力防止法における制度全般・社会保険保険への相談も可能です。

ご契約に関する安心のお約束

基本的には長期的にサポートをさせていただきたいと考えておりますが、
まずはしっかり体制を作ってください。令和9年7月以降は、
いつでも解約・終了が可能です。

「まずは法改正の荒波を乗り越えるまで」という園様も、安心してご相談ください。



「まだ何も決まっていない」という
段階でのご相談が、一番効果的です。
気軽にお問い合わせください。
詳しいご説明をさせていただきます。



お問い合わせ先

070-7651-0006

(松浦まで)

まつうらみとし社会保険労務士事務所

代表 社会保険労務士 松浦 巳敏

〒503-0981 岐阜県大垣市桜町1483

URL <https://mitoshi-sr.com>

E-mail m.matsuura1344@gifu-syarousi.or.jp

